第１０号様式（第１５条関係）別紙１

蒲郡市就職支援金の支給申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 誓約事項 | チェック欄 |
| １　蒲郡市首都圏人材確保支援事業に関する報告及び立入調査について、蒲郡市及び愛知県から求められた場合には、それに応じます。 | □ |
| ２　以下の場合には、蒲郡市首都圏人材確保支援事業実施要綱に基づき、就職支援金の全額又は半額を返還します。 | □ |
| （１）虚偽の申請その他の不正な行為等により就職支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合：全額 | □ |
| （２）就職支援金の申請日から１年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額 | □ |
| （３）就職支援金の申請日から１年以内に、蒲郡市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に蒲郡市に住民票がある場合を除く）：全額 | □ |
| （４）転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から３年未満に蒲郡市から転出した場合：全額 | □ |
| （５）就業日から１年以内に就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から３か月以内に蒲郡市内の別の企業に就業する場合を除く）：全額 | □ |
| （６）就業日から１年以内に、勤務地（就業場所）が蒲郡市以外へ変更となった場合：全額 | □ |
| （７）転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から３年以上５年以内に蒲郡市から転出した場合：半額 | □ |

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年　　月　　日

署名欄：